

清須市建設工事請負業者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清須市が発注する建設工事等の請負業者(以下「業者」という。)の格付の方法及び格付の基準について必要な事項を定めるものとする。

(格付対象業者)

第2条 格付の対象となるのは、当該年度の入札参加資格審査申請書を提出し、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により許可を受けている業者とする。

(格付の方法)

第3条 格付は、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評点(客観点数)と過去2年度の工事成績評定点(工事が2以上あるときは平均値とし、小数点以下は切り捨てる。)を別表第1にあてはめて算出した評価数値(主観点数)を合算した総合点数により行い、工事種別ごとに定めるものとする。

(格付基準)

第4条 格付の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(格付の有効期間)

第5条 格付の有効期間は2年とし、その始期は資格審査した年の4月1日からとする。

2 格付後に入札参加資格審査申請があった場合は、その都度格付を行う。

なお、有効期間は残余の期間とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総合点数 = 客観点数（経営事項審査の工事種別総合評点）+ 主観点数（工事成績
 評定の評価数値）

工事成 績評定	85 点 以上	84 点 ~ 75 点	74 点 ~ 65 点	64 点 ~ 60 点	59 点 ~ 50 点	49 点 ~ 40 点	39 点 以下
評価 数値	50 点	30 点	10 点	0 点	- 10 点	- 30 点	- 50 点

別表第 2（第 4 条関係）

格 付 基 準

建設工事の種類	等級	総合点数
1 土木工事	A	1, 200 以上
	B	700 以上 1, 200 未満
	C	700 未満
2 建築工事	A	1, 000 以上
	B	700 以上 1, 000 未満
	C	700 未満
3 電気工事、舗装工事、とび・土工・ コンクリート工事、塗装工事、防水 工事、内装工事、建具工事、管工事、 鋼構造物工事、機械器具設置工事、 電気通信工事、清掃施設工事	A	1, 300 以上
	B	650 以上 1, 300 未満
	C	650 未満
4 造園工事	A	1, 000 以上
	B	650 以上 1, 000 未満
	C	650 未満
5 上記以外の工事	A	1, 000 以上
	B	1, 000 未満